

## 湯川村公共施設等のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯川村公共施設等のあり方検討委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 湯川村の所有する公共施設等のあり方を検討する庁内組織として、湯川村公共施設等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設のあり方に関すること。
- (2) その他公共施設等のあり方に関して重要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副村長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、課長会議を構成する者（村長、副村長及び総務課長を除く。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第1条に掲げる目的を達成するため、検討事項について協議する部会を置く。

- 2 部会の構成員は、別表に掲げる関係課室等の職員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は構成員の中から部会長を指名し、当該部会長が会議を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課政策財務係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

別表

総務課
住民課
産業建設課
出納室
議会事務局
学校教育課
社会教育課